野生動物の生息地評価システムの検討
－　欧州の評価システム　－

みずほ情報総研株式会社　　正会員　○高橋　邦彦
山辺環境技術士事務所　　山辺　功二

１．はじめに

生物多様性の保全のためにはエコシステムアプローチに基づくことが必要で、環境改変に伴う生息場所の質の変化を定量的に評価する手法を考案し、それに基づいた生物多様性評価手法およびその適用制度を確立する必要がある。本研究においては、欧州における生態系影響評価法についてわが国と比較検討すると共に、生物多様性の保全に関する合意形成を図るのに必要な手法・プロセス（主としてネットワークを用いた手法）を提案することを目的としている。まず最初に、英国（および EU）と日本におけるハビタットの保全対策の現状について調査を行い、比較を行ったので報告することとする。

２．英国および日本におけるハビタットの保全対策の現状

（１）英国（および EU）[1)]

英国（および EU）におけるハビタットの環境アセスメント事例および法規制について調査した。その結果、アセスメント手法の多くは生物種のハビタットのみに着目して地域・土地を評価するのではなく、経済的利益も含めた都市計画的な観点で、総合的に土地を評価していることが知られた。そのため、種・ハビタットに対する評価において、詳細な定量的な評価はあまり行われず、採点方式（５段階評価方式、マトリックス形式）などによる簡潔な評価がなされている。英国での特徴として以下の２点が挙げられる

○　種の生息地・分布が国レベルで明確であり、データが開示されていることである（図１）。利用者は机上レベルで事前評価がし易いといえる。分析手法は GIS を用いたオーバーレイが一般的であるようである。環境アセスメントは、必ず実施者と自然保護団体との調整のもと進められ、データの利用などを容易にしている。問題点として、担当するアセスメントの専門家の評価が、それまで見てきたサイトの経験から開発サイトの重要性を決定することが多いと指摘されている。

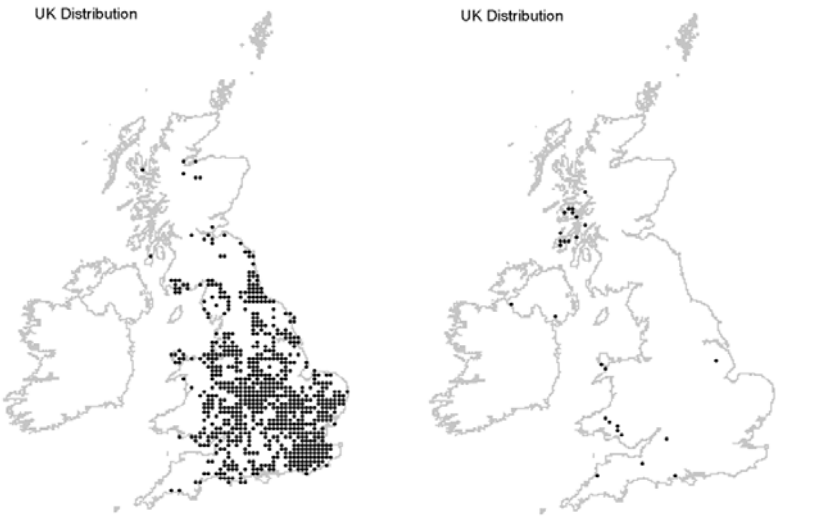

ホクオウクシイモリの分布　　ﾁｮｳｾﾝﾋｮｳﾓﾝﾓﾄﾞｷ（ﾀﾃﾊﾁｮｳ科）の分布

図１　保全特別地域の指定が必要な共同体が重要とみなす動物種
（出典：Joint Nature Conservation Committee より）

○　広い範囲の保護地域が法的に保護されていることである。英国では国際的な EU ハビタット指令、野鳥指令などにより保護地域が明確に指定され、開発行為が出来ない（難しい）。また、EU 各国では国レベル、州レベル、地域レベルで独自の保護地域を指定しているため、ハビタットが細かく指定されている状態である。保護地域で、開発行為を行う場合には、国レベルであれば監督庁（英国：English Nature：英国自然保護機構または DEFRA：環境・食糧・農村地域省）の許可が必要となり、国際的な保護規制にある地域であれば EU レベルでの影響を吟

キーワード　生息地評価，ハビタット，生態系アセスメント，生息地保護法
連絡先　　〒101-8443　東京都千代田区神田錦町 2-3　みずほ情報総研株式会社　TEL 03-5281-5329

味して許可の是非が決められる。そのため、保護地域に対する開発行為は基本的に難しい状況となっている。仮に許可される場合でも、基本的に「no net loss」という考え方で実施されるので、最終的に決定される計画案の影響は小さいものとなる。しかし、現在の科学的な知見では予測不確実性なこともあり、事後調査でその影響をモニタリングが義務づけられるなど､アセスメントの仕組みがしっかり整備されている。

（2）日本

わが国の自然保護関係法および国土利用計画関係法の法律のなかで、種の保護を直接的な目的としたものは少ない、また、土地をめぐる法律は多いが、生息地保護という観点からみると、その保護を直接的な目的とするものは限られる。

それでも野生生物を保護するために種々の施策がとられており、種レベルでの保護と、地域指定方式による規制で生息地の自然環境を保全することに分けて考えることができる。

生息地の自然環境の保護・保全については、直接的なものの一つとして、「鳥獣保護及狩猟に関する法律」による鳥獣保護区の指定をあげることができる。しかしながら森林の伐採に始まる生息地の開発行為に対しての規制については､指定地域の一部において特別地区が設けられているにすぎない。その他､「絶滅危惧種の保存法」､「自然環境保全法」などがあるが、基本的に保護の対象種が少なく、保護面積が狭い。

間接的に生息地を保護し、面積的にも広いものに「自然公園法」があるが、その特別保護地区はやはり狭い。それだけではなく、保護地区の空間的分布について、それを島にたとえると一つ一つの島が小さく分散していること、島と島との間は地つづきになってはいるもののすでに多くの地域で道路・鉄道・集落・大規模な人工林地によって寸断されていること、などの特徴が読みとれる。今後の開発のあり方次第では、島の孤立化の進行が憂慮される。つまり、開発に対して法的に規制のかかるゾーンが島と島をつなぐ空間に存在しない。

保護地区の分布は国立公園に代表されるように、人間の接近が容易でない高標地域や、海岸線部に多いという特徴がある。わが国の傑出した自然の景勝地がもともとかたよって分布していた訳ではなく、人間の土地利用を中心に保護地区が決められたので、偏在的分布になってしまう。

３．今後におけるハビタット保全対策の方向性について

英国では自然保護を目的とした多くの条例や法が存在し、自然保護団体が共通の目標のために蓄積されたデータの開示を積極的に実施しているなどわが国と異なる点が多い。さらに、生態系の評価については現地データが机上検討レベルに耐えるだけの量が存在し、空間的な分布も十分である。

日本のアセスメントは、欧米の基本的な考え方「no net loss」とは異なりほとんどが「net loss」と言われており、新規保護地を伴う（面積確保）ミティゲーションの義務づけなどを行わない限り、欧米先進国のようなアセスメントとの隔たりは大きい。日本においても全土レベルで種のハビタット図・分布図を作成することが急務であり、日本独自のハビタット分類も必要である。

しかし､わが国では一つの種の分布を把握することさえ時間的･経済的にかなり困難である。したがって、視点を変え広域レベルでの評価手法を提案しようとするのが生息地評価システムである。

４．謝辞

本研究において，パシフィックコンサルタンツ(株)の増山氏には英国における環境アセスメント事例の収集にご協力を頂きましたことをここで御礼申し上げます。本研究は、環境省地球環境研究総合推進費（自然環境の劣化、課題番号 F-1）の援助を受けて実施された。ここに感謝の意を表します。

参考文献

1)英国コンサルタント会社 ATKINS 社作成資料「Review of the Habitat Evaluation Process in the UK」